



# 週間情報



No.2528

発行日 平成25年7月30日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画課 03(3234)1321

## 両会の動き

### ◆ 意見発表会のホームページ掲載について

#### 全国消防長会

平成25年6月26日(水)、総会会場において行われた、第36回全国消防職員意見発表での最優秀賞、優秀賞及び東日本大震災被災地消防本部職員意見発表の様子を全国消防長会ホームページ (<http://www.fcj.gr.jp/>) に掲載しました。なお、動画は外部リンク先へ移行することになりますので、ご注意ください。

全国消防長会は、全国767消防本部の消防長により構成される組織です。

## 全国消防長会

Fire Chief's Association of Japan

全国消防長会について	全国消防長会の事業活動	今年度の事業計画	週間情報	情報提供	安全装備品開発要望
------------	-------------	----------	------	------	-----------

**Information**

- 平成25年6月26日(水)福岡県北九州市(リーガロイヤルホテル小倉)において、第65回全国消防長会総会を開催しました。
- 平成25年5月30日(木)香川県高松市(三本松ロイヤルホテル)において、第95回全国消防長会財政委員会を開催しました。

**トピックス**

- **025** 【必読！】週間情報 平成25年7月30日[NO.2528] を掲載しました。
- 情報提供に「平成25年版消防要覧データ」「平成25年版消防装備情報(事業情報)」を掲載しました。
- **024** 特別講演者人ホーユ等の2冠建く選挙火建英物投票

**動画配信**

第36回全国消防職員意見発表(最優秀賞・優秀賞・特別発表)  
 全動画については、[YouTube 全国消防長会チャンネル](#)をご覧ください。

総務省消防庁 団 <http://www.fra.go.jp/> → 全国消防協会 <http://www.fcj.gr.jp/> 各消防本部等へのリンク集 団 <http://www.fcaj.gr.jp/> アジア消防長協会 団 <http://www.asiafire.org/> 全国消防保険サービス財団 団 <http://www.ncfoboh.co.jp/>

**全国消防長会** 〒102-8119 東京都千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル5階  
 TEL: 03-3234-1321 / FAX: 03-3234-1847 / E-mail: [person@fcj.gr.jp](mailto:person@fcj.gr.jp)

団 事務局案内 団 このサイトについて

【本会ホームページでの掲載状況】

## ◆ 消防現勢等調査結果の提供

### 全国消防長会

全国消防長会では、消防現勢等調査及び消防装備等実態調査の実施について（平成25年4月5日付け全消発第413号）により実施した調査結果を取りまとめ、「平成25年版 消防現勢」を発行いたしました。

各消防本部（局）には、平成25年7月25日（木）付けで発送しましたので、ご活用ください。

また、全国消防長会情報管理システム運用管理要綱第6に基づき、調査結果が、全国消防長会情報管理システムからダウンロードできるようになりましたのでお知らせいたします。

なお、全国消防長会情報管理システム運用管理要綱及び全国消防長会情報管理システムデータ保護管理要綱を順守し、情報漏洩等に留意するとともに適正なデータの管理を実施していただきますようお願いいたします。

## ◆ 救急車適正利用PRポスターの配付

一般財団法人全国消防協会では、公益財団法人JKAより「競輪公益資金」の補助を受け、救急車適正利用PRポスターを作成しました。

本ポスターの作成については、平成24年度全国消防長会総会において事業計画による継続事業化が提案・了承されたもので、全国消防長会において『ポスターデザインコンペ』を開催し、4業者より8作品の応募を受け、救急委員会の一次審査で上位2作品を選考し、さらに、救急委員会常任委員会の二次審査で採用デザイン1作品を選出したものです。

各消防本部（局）には、平成25年7月31日（水）付けで発送しますので、ご活用ください。

### 一般財団法人全国消防協会



【ポスターのイメージ図】

行事

◆ 知事と県消防長会長による覚書を締結

千葉県消防長会（千葉）

千葉県消防長会では、平成25年7月11日（木）、県と県消防長会による「特別養護老人ホーム等に係る意見書交付の事務処理等について」の覚書を取り交わしました。

これは、意見書を交付する消防本部と認可等申請書の受付機関となる県が、相互に連携して事務処理を進める必要があることから、協議を重ね、このたび合意に達したものです。

これにより、県と県下消防本部が共通認識をもって、特別養護老人ホーム等の防火安全対策を推進することとなりました。

覚書（写し）の内容は、次のとおりです。

特別養護老人ホーム等に係る意見書交付の事務処理等について	（消防長が受理した消防計画〔副本〕の写しをもって代えることができる。）を添付するものとする。
<p>「厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令」（平成24年厚生労働省令第53号）が、平成24年3月30日に公布及び施行されたことに伴い、「所在地を管轄する消防長又は消防署長（以下「消防長」という。）と相談の上、非常災害に係る具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定める」等の要件を満たしている場合には、2階又は地階に入所者の日常生活に充てられる居室、静業室、食堂、浴室及び機能訓練室を設ける場合であっても、特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）を準耐火建築物とすることができることとなりました。</p>	<p>(6) 知事は、認可等を行った場合は、速やかに認可書等の写しを消防長に送付するものとする。                  (7) 知事は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法又は介護保険法に基づく特別養護老人ホーム等の指導検査（以下「指導検査」という。）を実施した場合は、速やかに別記様式第7号の避難訓練等実施確認・地域住民等連携体制整備確認通知書（以下「確認通知書」という。）を消防長に送付するものとする。                  (8) 消防長は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「消防法」という。）第4条第1項に基づく立入検査等により、老健局長通知、第2、二、イに規定する要件と異なる状況を確認した場合は、速やかに別記様式第8号の要件不適合通知書（以下「不適合通知書」という。）を消防長に送付するものとする。</p>
<p>このことから、千葉県及び千葉県消防長会（千葉県に認可等申請を行う市町村を管轄する消防本部に限る。）では、「構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について」（平成24年3月30日老発0330第3号厚生労働省老健局長通知。以下「老健局長通知」という。）に係る事務処理等について協議を行い、今般、以下の内容について合意に達したので、相互に覚書を交換することとしたものです。</p>	<p>(9) 知事は、前(8)により違反が確認された施設の設置者に対して是正を指導するものとする。                  標準処理期間                  意見書交付申請書の受付から意見書の交付までに要する標準処理期間にあっては、20日とする。</p>
<p>1 目的                  老健局長通知に係る事務処理等について定め、もって特別養護老人ホーム等の防火安全対策の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>その他                  (1) 意見書に記載する意見は、老健局長通知、第2、二、イの相談に関するものに限るものとする。</p>
<p>2 事務処理                  老健局長通知、第3、一、③に規定する「相談に関する意見」を記した書面に係る事務処理については、次のとおりとする（別紙「事務処理フロー」参照）。</p>	<p>(2) 意見書は、意見書交付申請書類に記載されている事項が履行される限りにおいて効力を有するものとする。                  (3) 知事は、老健局長通知、第2、二、イ、ロ及びハの適否を判断し、決定するものとする。なお、同通知、第2、二、ロ及びハにあっては、指導検査時に決定することで支障ないものとし、継続的に確認することとする。                  (4) 消防長は、老健局長通知、第3、一に係る意見照会の対応事務要領を定めるものとする。                  (5) 消防長は、老健局長通知、第2、二、ロ及びハの消防法第7条第1項に基づく同意に係る審査にあたっては、予定書をもって行うものとする。                  (6) 消防長は、必要に応じ現地調査を行う場合に、知事に連絡し、両者は合同立ち入り等の相互連携を図るよう努めるものとする。                  (7) この覚書に定めるもののほか、必要なものは別に協議する。</p>
<p>(1) 特別養護老人ホーム等を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、老健局長通知、第3、一、③に規定する「相談に関する意見」を記した書面の受領を希望する場合は、別記様式第1号の意見書交付申請書、別記様式第2号の避難計算確認書、別記様式第3号の同意書（近隣協力者）（近隣協力者がいる場合に限り。）、別記様式第4号の同意書（代替助助者）（代替助助者がいる場合に限り。）及び避難計算の適否を確認できる図面（以下「意見書交付申請書類」という。）を作成し、消防長に提出するものとする。                  (2) 消防長は、前(1)により意見書交付申請書類を受け付けた場合は、当該意見書交付申請書類の内容審査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、別記様式第5号の意見書（以下「意見書」という。）を作成して設置者に交付するものとする。                  (3) 設置者は、前(2)により意見書の交付を受けた場合は、意見書の写しを知事に提出するものとする。                  (4) 設置者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づき確認の申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する場合は、意見書の写しを添付した別記様式第6号の避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書（以下「予定書」という。）を作成し、消防長に2部〔正本・副本〕提出するものとする（設置者が提出する予定書〔正本・副本〕及び消防長が交付する予定書〔副本〕にあっては、確認申請書に当該予定書を添付することにより提出・交付することができるものとする。）。                  (5) 設置者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「老人福祉法」という。）第15条第4項又は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）第70条第1項、第86条第1項、第94条第1項若しくは第115条の2第1項に基づく認可等の申請を行う場合は、意見書の写し、予定書〔副本〕の写し及び非常災害に関する具体的計画</p>	<p>平成25年7月11日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>千葉県消防長会 会長 石井 幸</p> 

## ◆ ちびっこフェスティバルを開催

### 富山県広域消防防災センター（富山）

富山県広域消防防災センター（富山市惣在寺：富山県消防学校併設）では、平成25年8月11日（日）に「ちびっこフェスティバル」を開催します。

このちびっこフェスティバルは、県内各消防本部、（公財）富山県消防協会、（公財）日本青年会議所の協力のもと、地域子ども達や保護者などに対し、防災意識の向上や消防行政への理解を深めていただくことを目的に実施します。

内容は、ちびっこ放水・ロープレスキューなどの実体験を行うほか、消防車両や訓練の展示見学、施設見学、富山市消防音楽隊の音楽演奏、ゆるキャラといっしょに防災クイズ、マジックショーなど様々な行事が用意されています。

また、同日、別会場の旧消防学校（富山市友杉）では、解体となる旧校舎を活用して、本格的な「実火災・消火救助訓練」を実施します。

**友杉会場** 旧消防学校(富山市友杉)を利用し  
**実火災・消火救助訓練**  
10:00~10:30 ◎会場地図は裏面をご覧ください。  
解体中の建物を使用しているため、本格的な訓練です。

**広域消防防災センター**  
**ちびっこフェスティバル**  
夏の陣  
8/11日 10:00~16:00  
メイン会場/富山県広域消防防災センター  
各20回 試乗

**ちびっこ放水体験**  
★10:45~11:45  
★13:15~14:15

**ロープレスキュー体験**  
★13:15~14:15

**消防車両展示**  
消防車・救急車  
・特殊車両  
★11:00~16:00  
★10:30~16:00  
★13:00~16:00  
★13:30~14:30

**はしご車試乗体験**  
★11:00~12:30  
★13:00~14:30

**高さ30mからの放水体験と施設見学ツアー**  
★10:45~11:45  
★13:30~14:30

**化学消防車展示・100m放水**  
★10:30~12:00  
★13:00~14:30

**消防防災ヘリコプター訓練・展示**  
★15:00~15:45

**「JC-AID」災害支援物資パックの配布**  
（災害時にも役立つ防災グッズ）  
移動販売（飲食物）  
防災グッズ販売コーナー  
★10:30~16:00

**スケジュール** 緊急時・悪天候時はしご車試乗、ヘリ訓練は中止。  
【友杉会場】 旧消防学校 実火災・消火救助訓練

時間	9:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
【友杉会場】	実火災・消火救助訓練	実火災・消火救助訓練	実火災・消火救助訓練	実火災・消火救助訓練	実火災・消火救助訓練	実火災・消火救助訓練	実火災・消火救助訓練	実火災・消火救助訓練	実火災・消火救助訓練
【富山県広域消防防災センター】	はしご車試乗体験 (1回目)	はしご車試乗体験 (2回目)	はしご車試乗体験 (3回目)	はしご車試乗体験 (4回目)	はしご車試乗体験 (5回目)	はしご車試乗体験 (6回目)	はしご車試乗体験 (7回目)	はしご車試乗体験 (8回目)	はしご車試乗体験 (9回目)
グラウンド	ちびっこ放水体験	ちびっこ放水体験	ちびっこ放水体験	ちびっこ放水体験	ちびっこ放水体験	ちびっこ放水体験	ちびっこ放水体験	ちびっこ放水体験	ちびっこ放水体験
訓練塔等	高さ30mからの放水と施設見学ツアー	高さ30mからの放水と施設見学ツアー	高さ30mからの放水と施設見学ツアー	高さ30mからの放水と施設見学ツアー	高さ30mからの放水と施設見学ツアー	高さ30mからの放水と施設見学ツアー	高さ30mからの放水と施設見学ツアー	高さ30mからの放水と施設見学ツアー	高さ30mからの放水と施設見学ツアー
ステージ	消防音楽隊マジッククイズ・演奏	消防音楽隊マジッククイズ・演奏	消防音楽隊マジッククイズ・演奏	消防音楽隊マジッククイズ・演奏	消防音楽隊マジッククイズ・演奏	消防音楽隊マジッククイズ・演奏	消防音楽隊マジッククイズ・演奏	消防音楽隊マジッククイズ・演奏	消防音楽隊マジッククイズ・演奏
屋内訓練施設	消防防災ヘリコプター展示	消防防災ヘリコプター展示	消防防災ヘリコプター展示	消防防災ヘリコプター展示	消防防災ヘリコプター展示	消防防災ヘリコプター展示	消防防災ヘリコプター展示	消防防災ヘリコプター展示	消防防災ヘリコプター展示
四季防災館	消防車両展示	消防車両展示	消防車両展示	消防車両展示	消防車両展示	消防車両展示	消防車両展示	消防車両展示	消防車両展示

**会場までのアクセス** 会場案内図

お問い合わせ先  
**富山県広域消防防災センター**  
TEL 076-429-9912  
FAX 076-429-9913

【ちびっこフェスティバルの案内】

## 訓練・演習

### ◆ 熱中症に備え耐暑訓練を実施中

#### 秩父消防本部（埼玉）

秩父消防本部では、6月～9月まで秩父消防署管内の1署6分署で熱中症に備え耐暑訓練を実施しています。

この訓練は、夏季（猛暑）の現場活動において、暑さに対応できる体力及び気力を養い、暑熱順化する体を作ることを目的とした耐暑訓練です。

訓練内容は、①防火衣を着装してのホース延長・収納訓練、②防火衣と空気呼吸器を着装しての梯子搬送・梯子基本訓練、③防火衣と空気呼吸器を着装しての資器材搬送訓練（ホースカー他）など、運動強度を段階的に上げて行うもので、午後の気温が上がる時間帯で実施しています。

安全管理面では、①安全管理用測定器（体温計・パルスオキシメーター等）の準備、②訓練開始前に体調チェック（バイタル測定・睡眠時間・朝食の有無等）、③各訓練項目の間に休憩を入れての水分補給、④体調チェックとバイタル測定を実施してデータを記録する、⑤訓練続行が不可能と判断された隊員は機を逸することなく訓練を中止させる等に重点を置いています。

熱中症対策として、①クーラーボックスの中に、各自のスポーツドリンクを入れて冷やしておく、②熱中症予防に伴う冷所の準備（休息場所・扇風機・うちわ等）、③防火衣用冷却パックと冷却用の水を準備するなどして対応しています。

その結果、暑熱順化が進み、猛暑でも体温調整ができ、長時間の訓練に耐えることができるなど訓練の効果も見えてきています。

なお、耐暑訓練管理表及び個人体調管理表データに記録し、さらなる暑熱順化を図るとともに、現場活動の参考にして、市民の安心、安全を守ります。



【ホースカーによる資器材搬送訓練の様子】



【クールダウンの様子】

#### ◆ 知多地域消防職員合同潜水訓練を開催

##### 知多南部消防組合消防本部（愛知）

知多南部消防組合消防本部では、平成25年7月1日（月）、2日（火）の両日、南知多町の豊浜漁港において、「知多地域消防職員合同潜水訓練」を開催しました。

この訓練は、知多地域の6消防本部（常滑市消防本部、知多市消防本部、東海市消防本部、大府市消防本部、知多中部広域事務組合消防本部、知多南部消防組合消防本部）が合同で実施するもので、今回は当消防本部主催として開催しました。

訓練に参加した潜水士87名が日頃の訓練の成果を十分に発揮し、他消防本部との連携を深めた訓練を行いました。



【合同潜水訓練の様子】

## ◆ 松山城ロープウェイ・リフト合同救助訓練

松山市消防局（愛媛）

松山市消防局東消防署では、平成25年7月10日（水）、松山城において、ロープウェイ・リフト合同救助訓練を実施しました。

この訓練は、今年3月に16年ぶりに松山城ロープウェイのゴンドラ2台が更新されたことに伴い、観光客が増える夏休みを前に、送電線の停電でロープウェイ・リフトが緊急停止したとの想定で、東消防署とロープウェイ・リフトの管理会社等との合同訓練としました。

訓練に参加した管理会社職員や東消防署員ら約50名は、リフトから転落したけが人の応急処置や地上への救出方法等について、乗客をより迅速・確実に救出できるよう救助手順等の確認を行いました。



【合同訓練の様子】

## 予 防

## ◆ 夏の災害予防運動「消防局長特別査察」を実施

湖南広域消防局（滋賀）

湖南広域消防局では、平成25年7月1日（月）から7月14日（日）までの2週間、夏の災害予防運動を実施しました。

この運動は、7月1日「国民安全の日」に関連して、日常生活における行動の安全について、もう一度、考えていただくとともに、夏季の暑さによるちょっとした不注意などを原因とする事故や火災等の災害発生を防止し、安心、安全な職場や地域づくりの推進を目的として実施しています。

当運動中の事業の一環として、消防局長特別査察を危険物施設で実施し、暑さによる不注意や気の緩みが原因となる工場等における産業災害の防止を推進することを目的として、特に危険物を多く取扱う事業所においては人的要因による事故発生原因の比率が高いことから、設備及び危険物の監視、維持管理状況と日頃の保管理体制の指導を主眼に実施しました。

また、昨年9月に爆発死傷事故が発生した㈱日本触媒姫路製造所と同様に危険物等の化学反応を伴う施設における、事業所の自主保安及び管理・監視体制を広報媒体等により広く紹介することにより、管内の他の事業所の模範、参考とされることを期待します。



【三上消防局長特別査察の様子】

## その他

### ◆ 消防技術安全所検証・研究成果発表会の開催

東京消防庁（東京）

東京消防庁消防技術安全所では、検証・研究成果を発表し、消防行政の効果的推進を図るとともに、消防防災科学の発展に寄与することを目的として、検証・研究成果発表会を下記のとおり開催致しますのでご案内いたします。

記

#### 1 日時

平成25年9月6日（金） 9時15分～12時00分（8時45分開場）

#### 2 場所

東京消防庁消防学校5階講堂・ホワイエ（渋谷区西原二丁目51番1号）

#### 3 参加申込

参加を希望される場合は、別紙「検証・研究成果発表会参加申込書」により、平成25年8月30日（金）までに、下記問い合わせ先の電子メール又はFAXでお申し込み下さい。

#### 4 プログラム

(1) 開会 9:15～ 消防技術安全所長あいさつ（於：5階講堂）

(2) 成果発表 9:20～10:20（於：5階講堂）

① 9:20～ ストップ、ドロップ アンド ロールに関する検証

② 9:35～ 危険物流出事故等における周辺土壌のイオン分析手法に関する検証

③ 9:50～ 救急活動時におけるPHSハンズフリーマイクの有効性に関する検証

④ 10:05～ 太陽光発電システムの消防活動時の危険性に関する検証

(3) ゲスト発表 10:20～10:35（於：5階講堂）

消防隊員の疲労度判定方法の検討について（横浜市消防局 大場 淳一 氏）

(4) 休憩／ポスターセッション 10:35～10:50（於：5階ホワイエ）

○ 住宅の外壁構造と小屋裏延焼の関係に関する検証

○ 模型実験による熱環境の変化に関する検証

○ 一酸化炭素中毒事故等に関する検証

○ 焼損した合成樹脂等の材質を特定する手法に関する検証

○ 消防隊員が行う暑熱順化トレーニングの具体的方策に関する検証

○ 大規模災害発生時の隊員の効果的な活動食の摂取方策に関する検証

○ 効果的な車両誘導に関する検証

(5) 特別講演 10:50～12:00（於：5階講堂）

『東京スカイツリーの建設 ～世界一の高さへの挑戦～』

講師 株式会社大林組 建築本部プロポーザル部

課長 高木 浩志 先生

〔概要〕

東京スカイツリーの建設を行った株式会社大林組から講師をお招きし、東京スカイツリーのプロジェクト概要、最新の建設技術、東日本大震災時の状況等についてご講演をいただきます。

#### 5 その他

(1) 当日は、消防学校1階受付までお越し下さい。

(2) 会場の都合上、駐車場がございませんので、あらかじめご了承下さい。

【問い合わせ先】東京消防庁 消防技術安全所  
担当：消防技術課 消防技術係 尾寄、瀬戸  
電話：03-3466-1515（内線6342・6347）  
FAX：03-3468-8732  
E-mail：[gijyutuka3@tfd.metro.tokyo.jp](mailto:gijyutuka3@tfd.metro.tokyo.jp)

## いつやるの？今でしょ！ —消防学校からの便り—

### ◆ 第12回北海道消防学校と札幌市消防学校との交流合同授業を開催

北海道消防学校  
札幌市消防学校

平成25年7月12日（金）、北海道消防学校（北海道江別市）において、第12回北海道消防学校と札幌市消防学校との交流合同授業を開催しました。

この授業は、例年実施しているもので、今回は、北海道消防学校初任教育学生143名と札幌市消防学校初任教育研修生72名が一堂に会し、初任教育研修で得た技術を競い合うなど、交流授業を通じて、体力の錬成と団結力の涵養を図ることを目的に、平成14年度から交流合同授業として開催しています。

当日は、北海道らしい清々しい天候のなか、北海道消防学校の成田学校長のあいさつ後、両校による混合の小隊を編成、面識の無い者同士が共通の消防活動のなか、協力しながら成果確認訓練（ホース延長撤収訓練、救助活動訓練など）を実施していた姿が印象的でした。

各種訓練では各混合小隊が一つになって、日頃の訓練成果を遺憾無く発揮していました。

昼食時間等の合間などでは、積極的な情報交換が行われ、短時間ではあったものの一層団結が深まり、その団結力が来るべき災害での協力態勢構築に生かされ、各応援協定での出場や緊急消防援助隊北海道隊として活動するときに役立つことと思いました。

閉会式では、札幌市消防学校の佐藤学校長から講評後、参加学生から、今後とも両校の顔の見える関係を維持しながら、残る初任教育訓練においてもお互いに切磋琢磨していくことを誓いつつ交流授業が終了しました。



【交流合同授業での集合時の様子】



## 国等の動き

### ◆ 消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について

消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成25年7月25日付け消防予第297号）が予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁、各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

#### 消防庁

消防用設備等の試験及び点検については、それぞれ「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」（平成元年消防庁告示第4号）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）により運用いただいているところですが、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」（平成25年消防庁告示第11号）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」（平成25年消防庁告示第10号）が平成25年7月2日に公布されたことに伴い、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日付け消防予第282号。以下「試験基準」という。）及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日付け消防予第172号。以下「点検要領」という。）の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

#### 第1 試験基準の一部改正について

「第2 屋内消火栓設備の試験基準」、「第3 スプリンクラー設備の試験基準」、「第4 水噴霧消火設備の試験基準」、「第5 泡消火設備の試験基準」、「第9 屋外消火栓設備の試験基準」、「第13 漏電火災警報器の試験基準」、「第17 誘導灯及び誘導標識の試験基準」、「第20 連結散水設備の試験基準」、「第21 連結送水管（共同住宅用連結送水管）の試験基準」、「第24 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）の試験基準」、「第33 共同住宅用自動火災報知設備の試験基準」及び「第34 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の試験基準」の内容の一部について、別添1（省略）のとおり消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下同じ。）の一部改正及び「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成25年消防庁告示第2号。以下「屋内消火栓等基準告示」という。）の制定等に伴い、消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器の自主表示対象機械器具等への変更並びに広範囲型2号消火栓、天井に設ける屋内消火栓の開閉弁、ノズル及び消防用ホースに結合金具が装着された部分の基準の追加その他所要の規定の整備が図られたこと。

なお、別紙1（省略）については、試験基準の一覧であり、下線のあるものが今回一部改正した試験基準であること。

#### 第2 点検要領の一部改正について

「第2 屋内消火栓設備」、「第3 スプリンクラー設備」、「第5 泡消火設備」、「第9 屋外消火栓設備」、「第10 動力消防ポンプ設備」、「第12 漏電火災警報器」、「第16 誘導灯及び誘導標識」、「第20 連結送水管（共同住宅用連結送水管）」、「第23 非常電源（非常電源専用受電設備）」、「第24 非常電源（自家発電設備）」及び「第25 非常電源（蓄電池設備）」の内容の一部について、別添2（省略）のとおり消防法施行令の一部改正及び屋内消火栓等基準告示の制定等に伴い、広範囲型2号消火栓及び天井に設ける屋内消火栓の開閉弁の基準の追加その他所要の規定の整備が図られたこと。

なお、別紙2（省略）については、点検要領の一覧であり、下線のあるものが今回一部改正した点検要領であること。

○ 全文は、消防庁ホームページ

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2507/pdf/250725\\_yo297.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2507/pdf/250725_yo297.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課設備係  
担当： 鈴木、北野、尾上

## ◆ 「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」の改正に伴う過去の通知の取扱いについて

「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」の改正に伴う過去の通知の取扱いについて（平成25年7月25日付け消防予第298号）が予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁、各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

### 消防庁

「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成13年消防庁告示第36号）が全部改正され、平成25年3月27日に公布されました（平成25年消防庁告示第2号）。

今回の告示改正により、易操作性1号消火栓（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第11条第3項第1号及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第7号へただし書の規定に適合するもの）等の構造及び機能について、これまで運用の中で確認を行っていましたが、その基準について明確化が図られたことから、屋内消火栓設備等に関するこれまでの通知については、下記のとおり取り扱います。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、このことについては、日本消防検定協会及び一般社団法人全国消防機器協会に対しても通知していることを念のため申し添えます。

### 記

次に掲げる通知については、平成26年4月1日に廃止するものとする。

- ・ 「2号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る総合的評価について（通知）」（昭和63年3月18日付け消防予第46号）
- ・ 「天井設置型消火栓等に係る設置基準について（通知）」（平成6年10月18日付け消防予第273号）
- ・ 「1号消火栓の取扱いについて（通知）」（平成8年12月12日付け消防予第254号）
- ・ 「易操作性1号消火栓の操作性等に係る評価基準の一部改正について（通知）」（平成16年12月24日付け消防予第259号）

○ 全文は、消防庁ホームページ

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2507/pdf/250725\\_yo298.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2507/pdf/250725_yo298.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課設備係 担 当： 守谷、鈴木、尾上 E-mail： <a href="mailto:k.onoue@soumu.go.jp">k.onoue@soumu.go.jp</a>
--

## ◆ 「住宅防火・防災キャンペーン」の実施について

「住宅防火・防災キャンペーン」の実施について（平成25年7月26日付け消防予第294号）が予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁、各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

### 消防庁

住宅火災による死者数は、平成15年以降連続して1000人を超える高い値で推移しており、このうち約7割が65歳以上の高齢者であることから、高齢化の進展に伴い、住宅火災による死者数のさらなる増加が懸念されます。

このことから、消防庁は、高齢者を中心とした住宅火災による死者数の低減を図るため、平成25年度広報テーマに住宅防火対策の推進を掲げており、これに関連した施策として、「敬老の日」に住宅用火災警報器や防災品等を高齢者に贈ることなどを国民に呼びかける「住宅防火・防災キャンペーン」を9月に実施します。

つきましては、当キャンペーンに関するマスコミ又は地域住民等からの問い合わせに対して、住宅用火災警報器及び防災品等に関する情報の積極的な提供をしていただきますようお願いいたします。

また、当キャンペーンのポスターを各消防本部（東京消防庁は各消防署）に送付しますので、掲示板へ掲示する等、適宜ご活用ください。

なお、本キャンペーンについては、厚生労働省や全国社会福祉協議会等が主唱している「老人の日・老人週間キャンペーン」（9月15日の「老人の日」から21日まで実施）ともタイアップ

し、高齢者自ら住宅防火防災対策に取り組んでもらえるよう働きかける予定です。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2507/pdf/250726\\_yo294.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2507/pdf/250726_yo294.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課予防係  
担 当： 福井、増沢、大槻  
E-mail : [h.ohtsuki@soumu.go.jp](mailto:h.ohtsuki@soumu.go.jp)

## ◆ 「石油コンビナート等防災体制検討会」の発足

標記について、平成25年7月23日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

**消防庁**

石油コンビナート等における防災の確保を目的として、総合的な防災体制の充実強化について検討を行う「石油コンビナート等防災体制検討会」を発足することとしましたのでお知らせします。

### 1 背景・目的

石油コンビナート等における事故件数は、近年増加傾向にあります。また、東日本大震災及びその後において発生した石油コンビナート災害では、大規模な爆発、火災の延焼等により、当該事業所の敷地外、更には石油コンビナート等特別防災区域の外部にまで影響が及ぶ事案も発生しています。

石油コンビナート等の災害においては、その被害の軽減のため、道府県の石油コンビナート等防災本部における情報収集・伝達や関係機関の調整機能などの充実、事業者等による即応体制の充実（現場での安全管理を含む）等が重要であると考えております。

このようなことから、石油コンビナート等防災本部を中心とした防災体制及び事業者の自衛防災活動のあり方について検討するため、有識者等による検討会を発足します。

### 2 主な検討内容

- (1) 石油コンビナート等防災本部のあり方
- (2) 自衛防災組織等の防災活動の手引き等の見直し
- (3) その他

### 3 スケジュール等

平成25年7月30日（火）に第1回検討会を開催する予定です。

### 4 検討会委員

別紙（省略）委員名簿のとおり。

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2507/250723\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2507/250723_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】 特殊災害室  
担 当： 古澤課長補佐、瀧下係長

## ◆ 「障害者施設等火災対策検討部会」の開催

標記について、平成25年7月24日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

**消防庁**

平成25年2月8日に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、消防庁が主催する「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」において、認知症高齢者等が入所する施設における火災対策のあり方について検討を進めているところですが、消防法の用途区分上同様の火災危険性があるとされている障害者・障害児施設、救護施設、乳児院（以下「障害者施設等」という。）について検討をするため、消防庁が主催する「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「障害者施設等火災対策検討部会」を開催することとしましたのでお知らせします。

- 1 主な検討項目  
自力避難が困難な者が入所する障害者施設等における防火対策のあり方
  - 2 検討委員  
別紙（省略）のとおり
  - 3 スケジュール  
平成25年7月30日（火）10時から、主婦会館プラザエフ（9階 スズラン（東京都千代田区六番町15番地））にて検討部会を開催します。  
なお、検討部会は、原則として公開としています。
- 全文は、消防庁ホームページ  
([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2507/250724\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2507/250724_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課  
担 当： 守谷設備専門官、鈴木係長

※ 消防庁各課室の直通電話番号は (<http://www.fdma.go.jp/neuter/about/tel.html>) に掲載されています。

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

**週間情報への投稿は企画課へ！**

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : [weekly@fcj.gr.jp](mailto:weekly@fcj.gr.jp)